

令和2年7月時点

## 混合食品規制に関する QA

### 【混合食品について】(P.2)

- (問1) 混合食品 (Composite product) とは何ですか
- (問2) 動物由来加工製品 (Processed products of animal origin) とは何ですか。
- (問3) 自社の製品は混合食品ですか。
- (問4) 自社の製品は公的証明書又は自己宣誓書のどちらが必要ですか。

### 【公的証明書、自己宣誓書について】(P.3)

- (問5) 公的証明書 (Official certificate) とは何ですか、どうすれば発行してもらえますか。
- (問6) 自己宣誓書 (Private attestation) とは何ですか、どうすれば発行してもらえますか。

### 【製造施設について】(P.4)

- (問7) 混合食品を製造する施設は、EU HACCP 認定の取得が必要ですか。
- (問8) 混合食品に含まれる動物由来加工製品を製造する施設は、EU HACCP 認定が必要ですか。どうすれば認定を取れますか。
- (問9) 動物由来加工製品を製造する国内の施設が EU HACCP 認定を取得するために、手数料や審査費用はかかりますか。
- (問10) 「ISO 22000」や「FSSC 22000」等の民間認証を取得した施設は、EU HACCP 認定施設としてみなすことはできますか。
- (問11) EU HACCP 認定を取得するためには、国内向け製品用ラインのほかに専用ライン又は専用工場が必要ですか。

### 【その他】(P.6)

- (問12) EU HACCP 認定施設の情報はどこにありますか。
- (問13) スイスや英国に混合食品を輸出する場合にも本規制はかかりますか。

## 【混合食品について】

(問1) 混合食品 (Composite product) とは何ですか

(答)

混合食品は動物由来加工製品 (Processed products of animal origin) と植物由来製品 (Products of plant origin) の両方を含む食品と定義されています。例えば、魚介粉末やエキスを含み、みそ、つゆ、ソースなどの調味料類やそれらを使った加工食品などが該当します。

一方で、例えばハーブを添加したチーズやニンニク入りソーセージなど風味付けなどのため、動物由来加工製品に植物由来原料を添加したものは、乳製品や食肉製品であって混合食品ではありません。

(問2) 動物由来加工製品 (Processed products of animal origin) とは何ですか。

(答)

動物由来加工製品は、EU 向けの食肉製品、乳製品、卵製品、水産製品のほか、食用加工油脂 (牛脂、ラードなど)、ゼラチン、コラーゲン、胃袋・膀胱・腸の加工品 (塩蔵、加熱、乾燥製品等) と定義されています。

(問3) 自社の製品は混合食品ですか。

(答)

当該製品が「混合食品」かどうかは輸出先国当局の判断になります。現地の輸入者等を通じて、種別や輸入の可否も含めて、国境管理所にご確認ください。

(問4) 自社の製品は公的証明書又は自己宣誓書のどちらが必要ですか。

(答)

2021年4月に施行が予定されている新たな混合食品規制では、混合食品は以下の3区分に分類されます。

- ① 温度管理が必要なもの
- ② 温度管理が不要かつ原材料に肉製品 (エキス含む) を含むもの
- ③ 温度管理が不要かつ原材料に肉製品以外の動物性由来加工製品を含むもの

当該製品が混合食品であって、①又は②の区分に分類される場合は、EUへの輸出にあたりその製品に公的証明書 (問5参照) の添付が求められます。また、③の区分に分類される混合食品については、自己宣誓書 (問6参照) の添付が求められます。

## 【公的証明書、自己宣誓書について】

(問5) 公的証明書 (Official certificate) とは何ですか、どうすれば発行してもらえますか。

(答)

公的証明書とは、混合食品のうち、

- ①温度管理が必要なもの 又は
- ②温度管理が不要かつ原材料に肉製品を含むもの

に該当するものに対して、我が国の公的機関が発行する証明書です。

公的証明書には、荷口の仕向け先など輸出の際の基本的な情報や混合食品に使われている動物由来加工製品の製造施設に関する情報等を記載するよう EU 当局から求められていますが、現時点で記載内容の詳細や証明書の様式が示されていません。

農林水産省でも情報収集するとともに、証明書の発行体制の整備を進めます。また、これらの情報について随時情報提供します。

(問6) 自己宣誓書 (Private attestation) とは何ですか、どうすれば発行してもらえますか。

(答)

自己宣誓書とは、混合食品のうち、温度管理が不要かつ原材料に肉製品以外の動物性由来加工製品を含むものに対して、当該製品への添付が求められる書類です。

自己宣誓書には、混合食品の取扱い温度に関する情報や使われている動物由来加工製品の製造施設に関する情報等を記載するよう EU 当局から求められていますが、現時点で記載内容の詳細や証明書の様式が示されていません。

農林水産省でも情報収集を進め、随時提供します。

## 【製造施設について】

(問 7) 混合食品を製造する施設は、EU HACCP 認定の取得が必要ですか。

(答)

混合食品を製造する施設については、EU HACCP 認定の取得は必要ありませんが、混合食品に含まれる動物由来加工製品を製造する施設は、EU HACCP 認定が必要です。

(問 8) 混合食品に含まれる動物由来加工製品を製造する施設は、EU HACCP 認定が必要ですか。どうすれば認定を取れますか。

(答)

混合食品に含まれる動物由来加工製品を製造する施設は、EU HACCP 認定が必要です。

国内で動物由来加工製品を製造する施設の EU HACCP 認定を取得するためには、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、輸出促進法という。）に基づく手順に従い、当該施設の取扱い品目（食肉製品、水産製品など）ごとに申請いただき、認定審査を受けていただく必要があります。

取扱い品目ごとの詳細な申請手続や認定要件等の情報は以下の URL を参照ください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_ousyu.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html) # 欧州連  
合等

(問 9) 動物由来加工製品を製造する国内の施設が EU HACCP 認定を取得するために、手数料や審査費用はかかりますか。

(答)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、輸出促進法という。）に基づき、申請時に認定手数料（20,900 円）が必要です。

(問 10) 「ISO 22000」や「FSSC 22000」等の民間認証を取得した施設は、EU HACCP 認定施設とみなすことはできますか。

(答)

「ISO 22000」や「FSSC 22000」等の民間認証の取得をもって、当該施設を EU HACCP 認定施設とみなすことはできません。輸出促進法に基づき、輸出施設の認定（EU HACCP 認定）を受け

ることが必要です。

(問 11) EU HACCP 認定を取得するためには、国内向け製品用ラインのほかに専用ライン又は専用工場が必要ですか。

(答)

EU HACCP 認定を取得するためには、EU 規則に基づき、HACCP に沿った衛生管理に加えて、施設の構造基準等に適合することが必要です。

それらの基準等に適合すれば、必ずしも専用ラインや工場がなくても認定取得は可能です。

## 【その他】

(問 12) EU HACCP 認定施設の情報はどこにありますか。

(答)

国内の EU HACCP 認定施設は以下の URL の「施設リスト」をご参照ください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_ousyu.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html) # 欧州連  
合等

EU 加盟国及び加盟国以外の国の EU HACCP 認定施設は、以下の URL をご参照ください。

○ EU 加盟国

[https://ec.europa.eu/food/safety/biosafety/food\\_hygiene/eu\\_food\\_establishme  
nts\\_en](https://ec.europa.eu/food/safety/biosafety/food_hygiene/eu_food_establishments_en)

○ EU 加盟国以外

[https://webgate.ec.europa.eu/sanco/traces/output/non\\_eu\\_listsPerActivity\\_en.  
htm#](https://webgate.ec.europa.eu/sanco/traces/output/non_eu_listsPerActivity_en.htm#)

(問 13) スイスや英国に混合食品を輸出する場合にも本規制はかかりますか。

(答)

本規制は、スイスにおいても適応され、公的証明書や輸出手続（国境での検疫手続等）などは EU と同じものとなります。

英国については、EU 離脱後、どのような規制になるかは不明です。明らかになり次第、情報提供します。